

いじめ防止基本方針



平成 26 年 4 月

長泉町・長泉町教育委員会

(改定 平成 30 年 7 月)

目 次

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義	1
2 いじめの理解	1
3 基本的な考え方	2
(1) いじめの未然防止	2
(2) いじめの早期発見・早期対応	3
(3) 関係機関等との連携	3

第2 いじめの防止等のための対策

1 長泉町・長泉町教育委員会が実施すること	4
(1) 基本方針の策定	4
(2) 組織の設置	4
(3) いじめの防止等のための対策	5
2 学校が実施すべきこと	6
(1) 基本方針の策定	6
(2) 組織の設置	6
(3) いじめの防止等のための対策	7
3 重大事態への対処	9
長泉町・長泉町教育委員会又は学校による対処	9
(1) 重大事態のケース	9
(2) 重大事態についての調査	10
(3) 情報の提供	10
(4) 報道への対応	10